

障害者の方に対する 自動車税・自動車取得税の減免のお知らせ

奈良県
平成27年3月2日現在

奈良県では、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(障害等について一定の要件があります。)の日常生活に不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。

【減免の対象となる自動車】

- ・障害者の方が所有する自動車で、次のいずれかに該当するものに限ります。
 - ① 障害者の方が自ら運転する自動車
 - ② 障害者の方と生計を一にする方が運転し、専ら障害者の方のために継続的に使用される自動車
 - ③ 障害者の方を常時介護する方が運転し、専ら障害者の方のために継続的に使用される自動車(障害者の方のみの世帯(単身含む)の場合に限る)
- ・減免できる自動車は、**障害者の方1人について1台(軽自動車を含む)**です。
- ・障害者の方が自ら運転する以外は、自動車の使用目的は専ら障害者の方の通学(園)、通院、通所等のためのものです。また、減免できる自動車は**自家用自動車**に限ります。(営業用自動車・リース用自動車は減免できません。)
- ・既に自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方が、新たな自動車又は軽自動車について減免を受けようとする場合は、減免を受けている自動車等(他府県ナンバーを含む)を新たな減免申請手続きの時までに、抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)をしなければ、新たな減免を受けることができません。

【減免申請に必要な書類等】

・○印は、申請に必要なもの

必 要 書 類		障害者本人の運転	生計同一の家族運転	常時介護者の運転
(ア) 減免申請書		○	○	○
(イ) 手帳(原本) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 及び 自立支援医療受給者証		○	○	○
(ウ) 運転免許証(写しの場合は表・裏) 運転する方の免許証に手動アクセル・手動ブレーキ等の車の改造を必要とする条件が附いているときは、その部分の改造の確認をしますので、自動車を持ち込んでいただくか、改造部分及び車体番号部分の写真を添付してください。		○	○	○
(エ) 自動車検査証(車検証)	減免を受ける車	○	○	○
	(車を乗り換える場合) 既に減免を受けている車の登録識別情報通知書(抹消登録を行った際に交付される書面)又は名義変更後の自動車検査証が必要です。	○	○	○
(オ) 生計同一証明書(証明書の有効期限は1ヶ月) 家族の方が運転する場合に必要となります。証明書は事前に発行窓口(市町村の福祉担当課又は福祉事務所)にお問い合わせください。			○	
(カ) 常時介護証明書(証明書の有効期限は1ヶ月) 常時介護される方が運転される場合に必要となります。証明書は事前に発行窓口(市町村の福祉担当課又は福祉事務所)にお問い合わせください。				○
(キ) 印鑑(認め印) (「減免申請者＝納税義務者」の方の印鑑)		○	○	○

- ・自立支援医療受給者証は写しでも可。
- ・複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳を提示してください。
- ・手帳・免許証の住所が現住所と異なる場合は、住民票等住所が確認できる書類が必要です。

【減免対象自動車の所有者・使用者】

(1) 障害者本人運転の場合は、「障害者本人」を「所有者・使用者」に登録してください。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人

(2) 家族運転の場合は、「生計同一証明書に記載されている運転者(a)」を「使用者」として登録することもできます。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人	又は	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人		使用者	運転者(a)

(3) 常時介護者の運転の場合は、「常時介護証明書に記載されている運転者(b)」を「使用者」として登録することもできます。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人	又は	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人		使用者	運転者(b)

(4) 「所有権留保(割賦販売)車」の場合は、「障害者の方」を「使用者」に登録してください。

車 検 証	⇒	所有者	車販売店・信販会社
		使用者	障害者本人

(5) 18才未満の障害者の方、療育手帳をお持ちの方、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、「障害者の方と生計を一にする方」を「所有者」として登録することもできます。なお、精神障害者保健福祉手帳による減免を申請される場合は、本人又は家族運転にかかわらず自立支援受給者証の写しの添付が必要です。

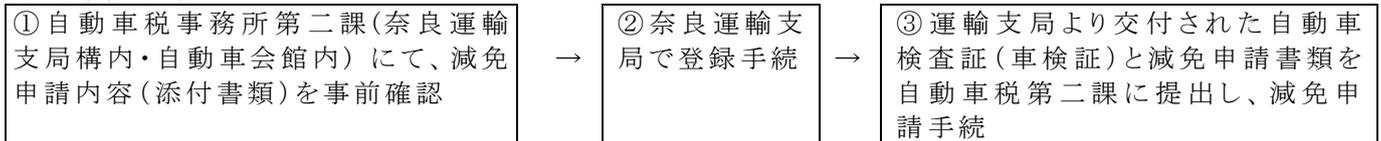
【減免申請手続】

既に車検証の名義が【減免対象自動車の所有者・使用者】に該当している自動車で、障害の区分が【減免できる範囲】である場合は、必要な書類を揃えて自動車税事務所または、お近くの県税事務所にて当該車の自動車税の減免申請手続を行ってください。その場合、減免申請する方がその年度の納税義務者の場合は、申請月の翌月から減額※となります。なお、既に当該車の自動車税を完納しているときは、月割りで還付となります。

新たに自動車を取得される場合は、奈良運輸支局で「新車新規登録」や「中古車新規登録」等の登録をする前に、自動車税事務所自動車税第二課にて下記の手順(①→②→③)により自動車税・自動車取得税の減免申請手続を行ってください。

また、「管轄変更(転入)登録」「移転登録」等で自動車税・自動車取得税が登録時に課税されない場合でも、翌年度以降の自動車税の減免申請は受け付けます。(なお、この時に提出されない場合は翌年度の自動車税の納期限の前日までに自動車税事務所またはお近くの県税事務所にて自動車税減免申請を行ってください。)

※減免申請手順



【その他の減免】

- ・専ら障害者の利用のため特別な装置(車いすの昇降装置、固定装置、浴槽等)を備えた自動車。
- ・自動車検査証の「車体の形状」欄に『車いす移動車(身体障害者輸送車)』、『入浴車』と記載されている特殊用途自動車(8ナンバー車)をいいます。
- ・奈良運輸支局で登録する際、自動車税第二課で自動車税・自動車取得税の減免申請の手続を行ってください。

【次年度以降の申請手続等】

現在減免を受けている自動車については、**毎年度更新申請手続が必要**です。毎年「減免更新申請・申告書」を送付しますので、「減免更新申請・申告書」と「必要書類(変更がある場合)」を提出期限までにかかわらず自動車税第一課へ提出(郵送可)してください。提出がない場合は減免扱いではなくなり、税金を納めていただくことになります。

また、減免の要件に該当しなくなったとき(例:等級変更等)や申請した内容(例:住所変更等)に変更があったときは、自動車税第一課へすみやかに申告してください。

車を乗り換えられる場合は、自動車税第二課で新たに減免申請をしてください。その場合、既に減免を受けている車については、新たな車の減免を申請する日(同日を含む)までに、抹消又は名義変更をする必要があります。

【車検を受けるとき】

継続用の自動車税納税証明書が必要な場合は、自動車税事務所またはお近くの県税事務所《所在地等は「自動車税に関する問い合わせ先」を参照》までお問い合わせの上、交付請求してください。

【 減免できる範囲 】

○ 身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方)の障害の区分	障 害 の 級 別		
	本 人 運 転	生計同一の家族運転	常時介護者の運転
視覚障害	1級～4級	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級・3級	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級	3級
音声機能障害(無喉頭) (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです)	3級		
上肢不自由	1級・2級	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	1級～3級

※二つ以上の部位に障害がある場合は、いずれかの部位の障害が「減免できる範囲」の級別に該当していることが必要です。

※同一の部位に重複して障害がある場合は、手帳交付先の福祉事務所にてその部位の合計した等級を確認してください。
例:膝関節機能障害と股関節機能障害がある場合の、下肢不自由の等級

○知的障害者の方の障害の区分

療育手帳をお持ちの方	A 1(最重度)・ A 2(重度) *ただし、A (重度)と記載されているものも同様とする。
------------	---

○精神障害者の方の障害の区分

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 通院医療費の公費負担を受けている方	1 級 (自立支援医療受給者証(精神通院)を受けている方に限りです。)
---	--

○戦傷病者の方の障害の区分

戦傷病者手帳をお持ちの方	減免できる障害の程度は自動車税事務所自動車税第一課にお問い合わせください。
--------------	---------------------------------------

※複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳を提示してください。

《生計同一証明書・常時介護証明書の発行窓口》

お住まいの 市 町 村	身体障害者手帳 療育手帳 をお持ちの方		精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方		戦傷病者手帳 をお持ちの方
奈良市	奈良市障がい福祉課	0742(34)1111(代)	同左		県庁 地域福祉課 0742(22)1101 (代)
大和郡山市	大和郡山市厚生福祉課	0743(53)1151(代)	同左		
天理市	天理市社会福祉課	0743(63)1001(代)	同左		
生駒市	生駒市障がい福祉課	0743(74)1111(代)	同左		
山辺郡山添村	山添村保健福祉課	0743(85)0045	同左		
生駒郡平群町	平群町福祉課	0745(45)5872	同左		
〃 三郷町	三郷町福祉政策課	0745(73)2101(代)	同左		
〃 斑鳩町	斑鳩町福祉課	0745(74)1001(代)	同左		
〃 安堵町	安堵町健康福祉課	0743(57)1590	同左		
大和高田市	大和高田市社会福祉課	0745(22)1101(代)	同左		
橿原市	橿原市障がい福祉課	0744(20)0015	同左		
五條市	五條市社会福祉課	0747(22)4001(代)	同左		
御所市	御所市福祉課	0745(62)3001(代)	同左		
香芝市	香芝市社会福祉課	0745(79)7151	同左		
葛城市	葛城市社会福祉課	0745(48)2811(代)	同左		
高市郡高取町	高取町住民福祉課	0744(52)3334(代)	同左		
〃 明日香村	明日香村健康づくり課	0744(54)5550	同左		
北葛城郡上牧町	上牧町福祉課	0745(76)1001(代)	同左		
〃 王寺町	王寺町福祉介護課	0745(73)2001(代)	同左		
〃 広陵町	広陵町福祉課	0745(55)6771	同左		
〃 河合町	河合町福祉政策課	0745(57)0200(代)	同左		
桜井市	桜井市社会福祉課	0744(42)9111(代)	同左		
宇陀市	宇陀市介護福祉課	0745(82)3675	同左		
磯城郡川西町	川西町健康福祉課	0745(44)2211(代)	同左		
〃 三宅町	三宅町健康福祉課	0745(43)3580	同左		
〃 田原本町	田原本町健康福祉課	0744(34)2098	同左		
宇陀郡曾爾村	曾爾村住民生活課	0745(94)2101(代)	同左		
〃 御杖村	御杖村保健福祉課	0745(95)2828	同左		
吉野郡吉野町	吉野町長寿福祉課	0746(32)8856	同左		
〃 大淀町	大淀町福祉課	0747(52)5501(代)	同左		
〃 下市町	下市町住民福祉課	0747(52)0001(代)	同左		
〃 黒滝村	黒滝村保健福祉課	0747(62)2031(代)	同左		
〃 天川村	天川村健康福祉課	0747(63)9110	同左		
〃 野迫川村	野迫川村住民課	0747(37)2101(代)	同左		
〃 十津川村	十津川村福祉事務所	0746(62)0902	同左		
〃 下北山村	下北山村保健福祉課	07468(6)0015	同左		
〃 上北山村	上北山村保健福祉課	07468(3)0380	同左		
〃 川上村	川上村住民福祉課	0746(52)0111(代)	同左		
〃 東吉野村	東吉野村住民福祉課	0746(42)0441(代)	同左		

《自動車税に関する問い合わせ先》※自動車取得税については自動車税事務所自動車税第二課へ、軽自動車税については各市町村の税務担当課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈良県自動車税事務所 (自動車税第一課)	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60の1 (郡山総合庁舎内)	0743(51)0081
(自動車税第二課)	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981の8 (自動車会館内)	0743(57)0300
奈良県奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町757(奈良総合庁舎内)	0742(20)4532
奈良県中南和県税事務所	〒634-8506 橿原市常盤町605の5(橿原総合庁舎内)	0744(48)3007
(高田窓口センター)	〒635-8525 大和高田市大中98の4(旧:高田総合庁舎内)	0745(51)8100
(吉野窓口センター)	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133(吉野町中央公民館内)	0746(32)2687